

岡山大学部局組織目標評価・所信評価実施要項

〔平成21年3月27日〕
学 長 裁 定

改正 平成22年4月 1日
平成24年2月 9日
平成25年3月28日
平成27年3月27日
平成28年3月11日
平成29年1月 4日
平成31年3月22日
令和 3年2月 5日
令和 3年6月29日
令和 4年2月 9日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学部局自己評価実施規程（平成21年岡大規程第21号。以下「実施規程」という。）第11条の規定に基づき、実施規程第5条に定める部局の組織目標評価及び所信評価（以下「組織目標評価等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(組織目標)

第2条 部局長は、毎年度、当該組織の特性を踏まえた領域の目標を定め、構成員に周知し年度当初に学長に報告する。

(自己評価)

第3条 部局長は、組織目標に対する達成状況を成果とともに記載し、達成度を以下の5段階で自己評価するとともに、組織目標及び客観的指標の達成状況について総括し、次年度に向けた改善点等を明らかにする。

- 5：目標を達成し、特筆すべき成果をあげている。
- 4：目標を達成し、優れた成果をあげている。
- 3：目標を十分に達成している。
- 2：目標をおおむね達成している。
- 1：目標を達成していない。

2 前項に加えて、大学院各研究科、各学部及び各研究所の部局長は、部局長選考時に公表した所信の達成状況を成果とともに記載し、達成度を以下の5段階で自己評価するとともに、所信の達成状況について総括し、次年度に向けた改善点等を明らかにする。

- 5：所信を達成（所信の達成に向けて進捗）し、特筆すべき成果をあげている。
- 4：所信を達成（所信の達成に向けて進捗）し、優れた成果をあげている。
- 3：所信を十分に達成（所信の達成に向けて十分に進捗）している。
- 2：所信をおおむね達成（所信の達成に向けておおむね進捗）している。
- 1：所信を達成（所信の達成に向けて進捗）していない。

(報告)

第4条 部局長は、自己評価結果を組織目標評価報告書及び所信評価報告書により毎年度3月末日までに学長へ報告するとともに、組織目標評価報告書については所属の各教員に公表するものとする。

(組織目標評価・所信評価委員会)

第5条 学長は、組織目標評価等を実施するため、組織目標評価・所信評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 学長

二 理事(非常勤の者を除く)

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、組織目標評価等に関する次に掲げる事項を審議する。

一 組織目標評価等の基本方針に関すること

二 組織目標評価等の実施に関すること

三 組織目標評価等のフォローアップに関すること

四 組織目標評価等を通じた全学的な教育研究等の活動の活性化につなげる施策に関すること

五 その他組織目標評価等に関すること

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第5条第2項第一号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、理事(企画・評価・総務担当)がその職務を代行する。

(委員会の成立等)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員からの意見聴取)

第9条 委員会は、審議事項に関する説明又は意見を聞くため、必要に応じて職員を出席させることができる。

(評価の方法)

第10条 委員会は、第4条により提出された報告書に基づき、組織目標及び所信の達成度を評価する。

2 前項の評価に当たっては、大学全体への貢献度を踏まえて5段階で評価する。5段階評価は、s(特に優れている)、a⁺(優れている)、a(適切である)、b(おおむね適切である)、c(不十分である)とする。

3 評価結果は、組織目標評価通知書及び所信評価通知書により部局長に通知し、部局長が評価結果に関して意見を申し出る機会を設ける。

(公表)

第11条 組織目標評価報告書は、社会へ公表する。

(評価結果の活用)

第12条 組織目標評価等の結果は、部局長の給与査定に活用するとともに、昇給、勤勉手当及び業績年俸に係る上位査定の一部配分数に反映させる。

2 学長は、組織目標評価等の結果を、組織の見直しや将来計画の策定等、大学経営に活用する。

3 部局長は、改善が必要と認められた事項の措置について検討を行い、改善計画を策定のうえ、改善に取り組む。

4 部局長は、前項の進捗状況をまとめた対応状況報告書を作成し、次年度の組織目標評価報告書提出時に学長へ報告する。

5 学長は、前項の報告により改善の進捗状況を確認し、十分な改善が認められない場合は、追加の指示を行う。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第5条第3項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月5日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年2月9日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年4月1日から適用する。